

經濟論叢

第112卷 第3・4号

インフレーションについての一考察……………島	恭彦	1
ハーグリーブズ・ストライキ……………前	川嘉一	32
初期 U. S. スティールの減債基金会計……………醍	醐聰	53
垂直協業……………青	木國彦	73
独占段階における日本電気業発展と 地域的電気業統制……………小	桜義明	101

昭和48年 9・10月

京 都 大 學 經 濟 學 會

ハーグリーブズ・ストライキ

—シェフィールドのショップ・スチュアード運動—

“you can't take me,
I'm in the A. S. E....” *

前 川 嘉 一

I は し が き

シェフィールド (Sheffield) はイングランド中部、ヨークシャー南西端にあって、ロンドンの北北西約 200km、マンチェスターの南東東約 50km に位する、人口約50万の金属工業の1中心地である。本来刃物製造業を中心とする金属加工業が主要産業であったが、それを基盤に19世紀後半期には近代的重金属工業の発展をみる。このシェフィールドで働く機械労働者が問題を提起し、イギリス労働運動史上銘記される事件は1866年の「暴行事件」と1915年のハーグリーブズ事件 (the Hargreaves Case) である。本稿において論ずるのは後者ハーグリーブズ事件である。

周知のとおり、シェフィールドの「暴行事件」が19世紀中葉のイギリス労働運動史上注目すべき事件として、いずれの労働組合運動史著者¹⁾も論評しているのに対し、ハーグリーブズ事件は第1次大戦期ショップ・スチュアード運動

* 当該事件時生れた popular poem の一節。

1) 19世紀中葉、クラフト・ユニオンが組合同規制力を強めつつあり、これに対して政府の抑制意図がみられた状況で、シェフィールド「暴行事件」(「ストライキ破りに加えられた連続的な暴行」…G. D. H. Cole, *A Short History of the British Working Class Movement*, 林, 河上, 嘉治訳「イギリス労働運動史」II 113ページ。「シェフィールド刃物業における非組合員に対する久しい間の一連の暴行沙汰が頂点に達したもの」…Henry Pelling, *A History of British Trade Unionism*, 1962, 大前訳「イギリス労働組合運動史」67ページ)は生じただけに、労働組合=暴行のイメージによって徹底した調査が行われた。したがって、これは単にシェフィールド地方の労働組合の問題として限定されず、組合運動一般に関わるものとして注目された。S. and B. Webb, *The History of Trade Unionism*, 日本労働協会版上巻「労働組合運動の歴史」290-302ページ。D. G. H. Cole, *op. cit.*, 邦訳, 113-121ページ。Henry Pelling, *op. cit.*, 邦訳, 67-73ページ。

(Shop Stewards Movement) の 1 齣として吸収され、しかもこれに先行して生じたクライド (Clyde) 機械労働者の運動の影となって、これ自体詳論されることは少い。

最近イギリス労働組合運動に関する問題提起としては、合理化ならびにインフレ政策のため労働生活の全体系において生活条件が著しく圧迫されている状況が進行しているにもかかわらず、bureaucracy の定着化した既存労働組合が対応能力を欠落していることに対する批判である。それは、山猫争議の濺発という行動形態にあらわれ、あるいは“Workers Control”を内容とする“New Trade Unionism”の新たな提起となっている²⁾。いずれにしても shop level からの現行組合体制批判である。この意味において、第 1 次ショップ・スチュワード運動の再評価が問われることになっている³⁾。

第 1 次ショップ・スチュワード運動の検討は、いままで余りにも、その第 1 期にあたるクライドの運動が注視されがちであった。その重要性を否定するものではないが、その運動の全構造を明かにする上で、後述するように 1916 年 10 月 23 日に始まり 11 月 17 日で一応の解決をみて、その間ストライキは僅か 2 日という短い期間のものであったとはいえ、本稿のハーグリーブズ事件にみられたシェフィールドのショップ・スチュワード運動を看過するわけにはいかない⁴⁾。

ハーグリーブズ・ストはシェフィールド大企業の 1 つ Vickers⁵⁾ に働く 1 熟練工が兵役免除協定にもかかわらず軍隊に徴集されたため、その解除をめぐっ

2) 主として Nottingham University の the Institute for Workers' Control のメンバーが研究をすすめ、最近の論著として次のようなものを挙げるができる。

Michael Barratt Brown, *Opening the Books Institute for Workers' Control*, 1968

Ken Coates (ed.), *Can the Workers Run Industry?*, 1968.

Ken Coates and Tony Topham (ed.), *Workers' Control*, 1968.

Ken Coates, *Essays on Industrial Democracy*, 1971.

Ken Coates and Tony Topham, *New Trade Unionism*, 1972.

Ernie Roberts, *Workers' Control*, 1973.

3) Hinton J., *The First Shop Stewards' Movement*, 1973.

4) わが国での研究は僅かに佐野稔氏が「産業合理化と労働組合」で比較的本件についてふれられているのみで、これも詳論されたというものではない。(前掲書, 65 ページ参照。)

5) Vickers は Cammell および Firth-Brown とともにシェフィールドでは大企業グループに入るもので、第 1 次大戦時装甲板を製造していた。

でのストライキである。表面にあらわれた問題のかぎり、それ程特にとりあげる程の重要性を見出しえないが、それはクライドのショップ・スチュアード運動の終る時に、その経験をふまえて引きつがれての運動を内容とするものであれば、第1次ショップ・スチュアード運動の展開過程に重要な意義をもつと判断できるからである。敢えて本稿において論述するのはこのためである。

II シェフィールド労働者と労働組合の史的條件

ハーグリーブズ事件を論ずるにあたり、シェフィールドの労働者がどのようなものであり、労働組合がどのような状況であったかを、その工業発展との関係であらかじめ概観しておくことが後論の上で必要であろう。

(A) シェフィールド金属工業の發展概要とその特徴

1843年 borough として生成したシェフィールドの当時(1850年時)の状況はつぎのように描かれている。「他の古い地域社会と同様大産業都市の中心では、当時ですら、高層建造物や立派な商店、よく整備された街路がみられたが、シェフィールドの中心ではそれらのものは未だなかった」そこには「富裕な製造業者は少く、労働者から親方への移行はあたり前のことであった」⁶⁾と。

イングランド中部内陸地帯に位するシェフィールドは港から遠距離であるという不利な条件があるにもかかわらず、産炭地を近くに控え、なお水力利用可能な諸河川⁷⁾をもつという工業立地条件を備えていた。この条件によって、水力→スチーム・エンジン→ガスエンジンさらには電力へと基本的動力エネルギーを更新しながら⁸⁾シェフィールド工業の中心、金属工業は維持、発展に努めた。19世紀半ばのシェフィールドにおける金属工業の位置は1851年センサスによる下記の表示によって知ることができよう。

人口	就業人口	金属工業(製鋼および金属加工業)
135,300人	男 44,846人 女 10,581人	男 23,141人 女 1,781人
	55,427人	24,922人

6) Sidney Pollard, *A History of Labour in Sheffield*, 1959, p. 3.

7) the Don, the Seaf, the Porter, the Loxley, the Rivelin の諸河川。

この場合金属工業は、①鉄加工業——刃物、指物師道具類、やすり、機械工工具、鋸等、②銀製品、銀食器ならびに関連業、③付随の諸業種——把手および箱ケース製造、の3グループに分類できる金属加工業部門 (the Light Industry)⁹⁾と重金属工業部門 (the Heavy Industry——鑄造、圧延、針金製造、製鉄・製鋼その他)に区分されるにしても¹⁰⁾、当時の実態として両者何れも手工的熟練に依拠して載然と分けられるものではなく、後者は業界の主流である刃物ならびに諸工具製造業の単なる付属物と考えられていたのである¹¹⁾。

19世紀中葉の、このようなシェフィールド金属工業はその後半期の発展を通じて金属加工業部門の停滞の一方、重金属工業部門の伸張がみられ、両者の載然たる区分があらわになる。金属加工業部門の、全体としての発展の緩慢性は、本来、多品種少量生産方式であり、また当然、手工的熟練に基礎をおく技術体系を持続し、企業規模の小さいこともあって動力エネルギーの更新に十分対応しえなかったためと云ってよいであろう。

これに対して、上述のとおり、本来金属加工業の付随的地位に甘んじていた重金属工業部門は、1840年代からの鉄道部門からの需要 (steel spring および axle trees) に刺戟を受けて、1850年代および60年代の急速¹²⁾な発展があり、これはさらに1870—73年のブームへと引きつがれ、その後も一層鉄道部門からの

8) シェフィールド、動力のsteamと水力の推移

年次	動力別		steam	
	車輪	槽	車輪	槽
1770	133	896	—	—
1794	83	1,415	3	320
1841	40	—	50	—
1857	16	—	80	—
1865	32	—	132	—

シェフィールドでsteam・エンジンが初めて使用されたのは1786年 (Sidney pollard, *op. cit.*, p. 53, p. 203. 参照) なお、電気炉の採用は1910年である。

9) *Ibid.*, p. 50.

10) *Ibid.*, p. 79.

11) *Ibid.*, p. 78.

12) Bessemer が自ら工場をシェフィールドに建設したのは1858—59年で、1860年はじめてシェフィールド10工場のうち7工場が Bessemer 法を採用した。

需要拡大(スプリング, 車輪, 車軸, レール)さらに機械造船工業からの需要(スチーム・エンジン, 船舶, 機械, 各種機械工具その他), 政府(国内外)需要(銃, 砲弾, 装甲板)の市場拡大, すなわち, 機械・エンジン製造その他の部門が製鉄・製鋼に付加されて, 多少の起伏をみながらも, 19世紀末まで企業規模を拡大して発展傾向を示す。文字どおり重金属工業として, 従来の金属加工業の地位を脅かすだけに成長した¹³⁾。

この発展は19世紀末以降第1次大戦に至る間も政府からの兵器需要の拡大, 技術的には電力エネルギーの各工程への適用(炉, クレーン, 圧延等)によって促進され, 企業規模も企業集中を通じて一層拡大した¹⁴⁾。明かにこの段階で重金属工業部門が金属加工業にとって代る地位を占めた。その推移は雇用者数から表示すれば次のようである¹⁵⁾。

部門別 年次	金属加工業 人数	重金属工業 人数
1851	21,350	5,200
1891	32,100	21,384
1911	34,800	38,379

* 1850年

以上のように, シェフィールド金属工業の発展は金属加工業から重金属工業へと比重を移行し, 手工的工場から近代機械装置工業への推移を意味するかの印象をうけるのであるが, シェフィールド重金属工業は金属加工業を基礎に成

立したものであり, そこに一部大企業の形成を伴って近代化が図られたとはいえ¹⁶⁾, 従来の金属加工業にみられた性格を継承する多数の小企業をもつという複合性があった。これが第1次大戦前のシェフィールド金属工業の実態としての特徴であり, これはその労働者の存在形態とも対応する。

(B) シェフィールド金属工業労働者

金属加工業での職種は鍛冶工, 研磨工および柄付け工・組立工に分けられる。

13) Sidney Pollard, *op. cit.*, p. 159.

14) 企業集中は (1) 合同方式 (例, John Browns' と Thomas Firths' は1903年に合同) と (2) 吸収合併方式 (例, Jonas & Colver は the Universal steelworkers, the Pilot works を吸収) で進み, 1914年当時従業員 2,000人規模のもの 8企業, 1,000—2,000人 のもの 6企業が成立していた。

15) Sidney Pollard, *op. cit.*, Appendix Table 5B, 6B, 7B, 8B, 9B, 10D. より作製。

16) 雇用条件についてみれば, 多くの企業は二重雇用制によって労務管理を行っていたが, 19世紀末になると大企業は直接の, 集中管理をはじめた。

鍛冶工にはおよそ視力と肉体的熟練が要求され、研磨工は慣習、伝統にもとづく作業に従事し、柄の取付けはもっとも複雑で高度の熟練が必要であった。したがって、この部門で不熟練、半熟練ならびに婦人労働者によって行える作業とは補助的なもの(倉庫での製品パッキング等)にすぎない。おおむね熟練労働者によって構成されていたのである。

数多くの型と品質の異なる製品を、技術的効果のロスを最小限にとどめて製造する上で、これを支えるものは労働者の熟練であった。したがって、熟練労働者は仕事についての裁量権、材料の選択権をもち、自らは低い賃率で部分的な単純作業を担当させる青年および半熟練労働者を従えて、企業から信任をうける半独立労働者としての地位を保っていた。いわゆる二重雇用制度が成立していたのである。

その後の金属加工業の緩慢な発展のため、多くの作業は複雑性を残し、また使用される金属材料には十分な注意が必要であるため、この熟練労働者の諸条件に大きな変化がないままに状況は20世紀までつづいた。

これに対して、金属加工業を基礎に構築されていった重金属工業部門は、その労働者の1部が金属加工業部門から移行したものである。この移動は1880年代までつづく。しかし、労働者の多くは地方および他の鉄工業地域から高賃金と速かな昇進可能性を期待して単身流入してきたものであった。そして、景気の後退があれば失業および住宅不安からスコットランドあるいはアメリカへすら再移動するという移動性の高い労働者たちであって¹⁷⁾、これは金属加工業に定着している熟練労働者、それらから移行してきた熟練労働者とは異なる点であった。

19世紀後半期の重金属工業の発展は多数の半・不熟練労働者が雇用され、それらは技術発展によって熟練労働者に代替し得る状況が生じ、とくに大企業においては19世紀末になって直接雇用、企業の統一的労務管理体制となるのであるが、出来高給制度の熟練労働者および半熟練労働者では請負制が多分に残存

17) *Ibid.*, p. 170.

していたと判断できる¹⁸⁾。近代化をすすむ重金屬工業部門でも複雑にくみこまれ、継承されている曾ての労使関係が残っていた。

シェフィールド金屬工業の発展に窺えた特徴はまたその労働者の存在形態、その労使関係と照応関係にある。これはおそらくまた労働組合の組織、運動にも反映せずには措かないであろう。

(C) シェフィールド金屬工業の労働組合

シェフィールド金屬工業の若干の労働組合の形成は、18世紀前半期にまで遡及されるものであるが、多くは18世紀末から19世紀始めにかけて¹⁹⁾、ハラムシャー (Hallamshire) の刃物師同業組合 (the Company of Cutlers)²⁰⁾ 内部で親方に対する闘争の間結成されたと云われる。これらは団結禁止法のため地下にもぐるが、友愛組合を装いながらも19世紀初期、賃金引き上げの継続的な運動に表面化してきた。

シェフィールド金屬工業を支えたものが主として労働者の手工的熟練にあれば、これら労働者の結集を可能にし、労働組合組織を支えたのも同じ彼らの「熟練」にあった。機械によっても、他地方からの労働者によっても代替不能な、その特定の「熟練」が職種別の労働者の結集を可能にした。それ故、熟練労働者からなる金屬加工業部門の職種別組合の組織化は容易であるという条件をもっていたのである。しかし、それらは容易に結集出来るとはいえ、少数者の組織であって、当然財政力は乏しく、景気後退期には容易に消滅するという不利な条件をもっていた。且つ、熟練労働者は親方へ移行可能な条件をもって

18) 重金屬工業部門での賃金支払形態は ① 統一の日給賃金で支払われる熟練労働者、② 出来高 (金屬加工業、鉄工業の慣行) で支払われる熟練労働者および半熟練労働者、③ 企業別部門別日給で支払われる不熟練労働者、以上の3類型に分れ、②の分野ではおおむね諸負制であった。

19) Webbによれば、シェフィールドで the Scissorsmiths Friendly Society が1791年4月設立され、その他の共済組合がもっと早い時期に設立したと註記しているが、(Webb, *History of Trade Unionism*, 邦訳、日本労働協会版、46ページ) およそ大抵の組合の設立は1780年代から1814年の間である。

20) the Company of Cutlers は親方みの結社で、1624年設立、徒弟規制および地方業界への参入規制の法的権限が与えられていた。18世紀末まで規制力をもっていたが、産業発展に伴ない、雇主に却って有害となって1814年エリザベス徒弟法 (the Elizabethan Statute of Artificers) の主要規定が廃止されたとき特別法 (31 Geo. III, C. 58.) によってその権限はなくなった。(Sidney Pollard, *op. cit.*, p. 65. 参照)。

いた当時の状況から、労働組合は同業組合へ容易に転化する不安定要素を孕むものであった。その労働組合が労働力供給の規制によって賃金レベルに決定的

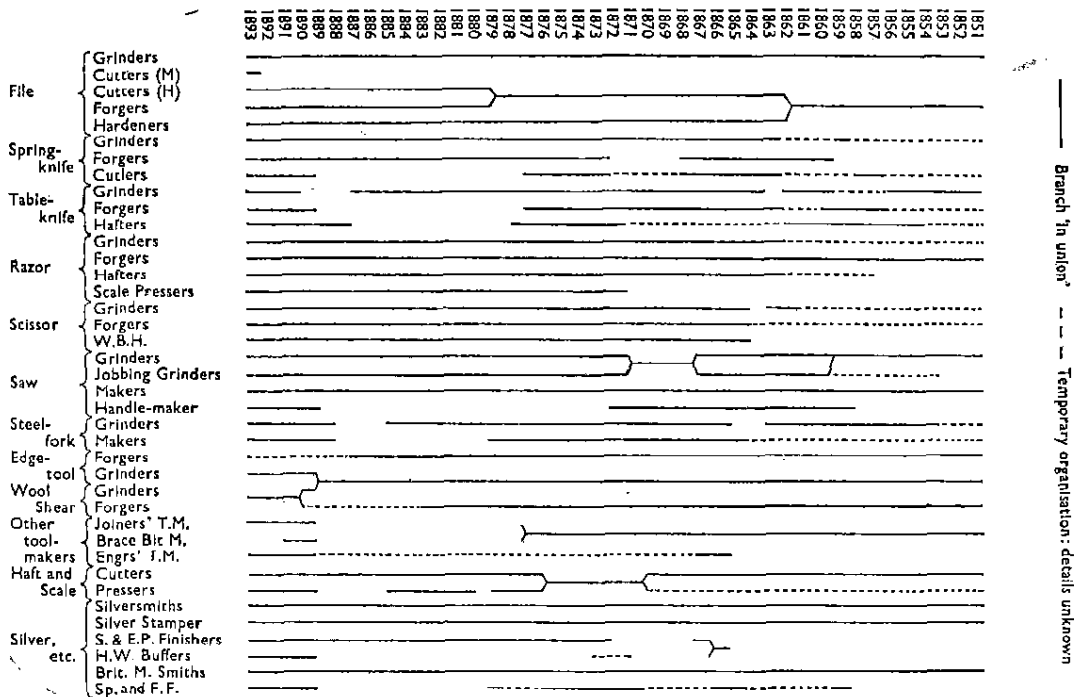


Diagram 1. ORGANISATION OF THE SHEFFIELD LIGHT TRADES, 1851-1893

(Sidney Pollard, *A History of Labour in Sheffield*, p. 136.)

な影響を与えられるものと意識して、一応社会的に定着するのは19世紀も後半期になってからである。その状況は前頁の図表が示している。

職種別に組織した各労働組合は組織力、機能の上でかなりの格差、相異があったが²¹⁾、共通したことは労働力供給の規制を基礎にして組合機能を考えていたことである。その規制方法は(1)時間短縮であり、(2)参入規制——徒弟規制——を内容とする²²⁾。これに併行するのはいうまでもなく共済機能であった²³⁾。これに付随して、機械化への反対、および closed shop 制の堅持に努力が向けられた。しかしまた(1)職種別セクショナリズム、(2)組織の狭小性、という共通の弱点があり、いうなればクラフト・ユニオンの典型であった。

19世紀中葉を通じて、ほぼ変化のなかったシェフィールド金属工業の各職種別労働組合は、クラフト・ユニオンの姿勢を持続しようとするが、1870年代から緩慢とはいえ、徐々に進行する技術変化、それに伴う婦人労働者および不熟練労働者の導入²⁴⁾のため、まず徒弟規制が事実上有効性を失いはじめ、クラフト・ユニオンとして致命的な規制力の弱体化を示すとともに、新参入労働者は一般組合 (the General Union) に拠る傾向を示す。各職種労働組合が20世紀に入って動揺しはじめたことは、つぎに掲げる組合合同を契機にする再編成の図表から、否定できないところである。

他方重金属工業部門での労働組合はどうであったか。上述のとおり、金属加

21) 規制力の強い組合は研磨工組合であり、その反対に弱い組合の1つに刃物工組合があった。

22) 労働時間規制を有効に行ったものに指物工、工具製造工、鋸製作工、フォーク製作工、研磨工の組合があり、徒弟規制については、徒弟を組合員の子弟に限る場合、1人以上を同時に持つことを許さない場合、一定年齢に到してはじめて徒弟をもつことが許される場合、等々の規制があった。

23) 普通、拠出金は週 1S、少年 6d、で、疾病手当は本人 5-8S、妻へは 2-3S、子供、徒弟へは 1-2S 給付され、その他失業、ストライキ手当給付がおおむね制度化されていた。19世紀末になると、失業手当が充実される。鋸鍛冶研磨工の場合を例示するとつぎのようであった。

1891—3年										
拠出金(週)		争議手当			疾病手当	失業手当			死亡手当	
男	少年	男	妻	徒弟		男	妻	子供	男	妻
18d	9d	11S	5S	5.5S	4S	7S	3S	1S	£5	£2.5

24) 1891年センサスによれば、金属加工業で婦人労働者数は6,300人そのうち鋸器製造部門で2,089人(部門全従業者数の40%)針金部門で1,362人(同30%)と推定される (Sidney Pollard, *op. cit.*; p. 137. 参照)。

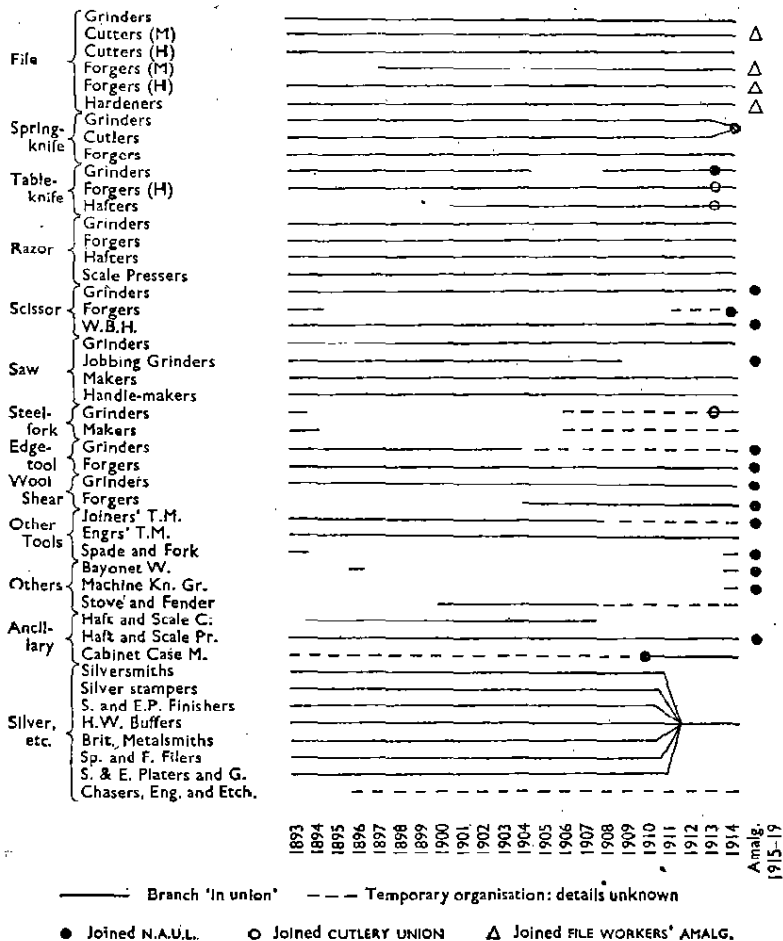


Diagram 2. ORGANISATION OF THE SHEFFIELD LIGHT TRADES, 1893-1914

(Sidney Pollard, *A History of Labour in Sheffield*, p. 217.)

工業から移行してきた熟練労働者は別として、移動性の高い半・不熟練労働者および、徒弟制度によるのではなく、必要に応じて補助部門に就労している青年労働者を組合に結集させることは甚だ困難であった。それ故、金属加工業の組

合組織化は先行し、重金屬工業部門での半・不熟練労働者の組織化はおおむね1890年代までまたねばならなかった。その結成は1888年の“the National Steel Workers' Association, Engineering and Labour League”と1893年の“the National Amalgamated Union of Labour” (N. A. U. L.)²⁵⁾である。かくして、20世紀初期シェフィールド重金屬工業の主要労働組合組織状況はつぎのようであって、数多くの職種別組合が小規模で(A. S. E. を除き)熟練労働者を組織して群立し、一方不熟練労働者は独自の組織をもち、この両者が併存する形態をとっていた。

製鉄鋼部門	組合員数	年次
the Associated Iron and Steel Workers' Society	—	(—)
the Steel Smelters' Society	800-1,000	(1914)
the National Steelworkers' Association	—	(—)
the Amalgamated Society	—	(—)
特殊鋼部門		
the Railway Spring Fitters' Society	550	(1913)
the Spring Smith and Strikers' Society	60-150	(1913)
the Amalgamated Wire drawers' Society	440	(1914)
機械, クレーン, ボイラー部門		
the Amalgamated Union	500	(1910)
the National Amalgamated Society	150	(—)
機械部門		
the A. S. E.	3,117	(1914)
the United Machine Workers' Society	350	(—)
the Steam Engine Makers' Society	150	(—)
the Patternmakers' Society	300	(—)
the Amalgamated Society of Toolmakers and Machinists	—	(—)
the National Union of Smiths and Hammermen	—	(—)
その他		
the Ironmoulders' Society	1,200	(1913)

25) N. A. U. L. は本来ティン河畔一般労働組合 (the Tynside and General Union) である。シェフィールド地区に常任代表が任命されたのは1893年。

the Coremakers' Society	120	(—)
the Iron Dressers' Society	350	(1912)
不熟練労働者		
the N. A. U. L.	445	(1913)
the Gas Workers and General Workers Union ²⁶⁾	10,000	(1913)

19世紀末から第1次大戦期にかけて、シェフィールドの労働組合は比較的安定していたとはいえ、問題がなかったわけではない。前述のとおり、一部ではあるが企業集中によって企業規模の拡大がみられ、これに対応して労働組合もまた合同、連合化の方向が不可避になって²⁷⁾、組合の意思決定も中央集約的傾向をとり、全国的レベルでの協約体制がとられていった。このことが従来の交渉単位地方支部との調整を必要とすることにならざるを得ず、問題の1つであった。

第2の問題点は、職種別組合と一般組合との軋轢である。技術発展に伴って生じた新工程をめぐって職種別組合間のみならず、一般組合との間にも領域に関する紛争が生じた。一部熟練労働者の職業独占への執着は不熟練労働者の反撥を招き、争議にまで発展することがあった²⁸⁾。不熟練労働者は職種別組合の労働者全階層への開放を問題とし、熟練労働者自体も、自らの既得権を維持するために他の階層からの理解が、したがって職種別組合の半・不熟練労働者へ組織範囲を拡大する必要に迫られていた。

職種別組合(熟練労働者)と一般組合(不熟練労働者)が、なお前者の主導的立場にありながらも両者の競合的併存状況が第1次大戦前のシェフィールド労働組合の実態であった。

26) シェフィールド地区で結成されたのは1906年1月。1907年には4,500人、1913年には10,000人そのうち機械工場で2,000人の組合員をもつ。

27) 1912年、the National Amalgamated Society of Enginemen が the Steel Smelters と合同、1913年にはさらに3製鋼労働組合と2ブリキ工労働組合と連合し、1906年には A. S. E. を含む12組合が機械部門で「機械業合同委員会」をシェフィールドで結成した。また針金部門でも1900、1901年に合同が実現した。

28) 1913年、この問題で Edgar Allen's でストライキがあった。

III シェフィールド、ショップ・スチュアード委員会の成立

シェフィールドの1熟練仕上工の問題に、従来セクショナリズムの強い熟練労働者が1万人も結集し、既存労働組合理体制の枠を突き破って、ショップ・スチュアードの下に運動を展開したところに、本件の注目に値する点がある。

たしかに、ハーグリーブズ・ストライキを通じてシェフィールドのショップ・スチュアード運動は成長するが、この事件の展開は、シェフィールド、ショップ・スチュアード委員会に情報が伝わった時点から、運動として始まるのであって、ショップ・スチュアードの組織基盤がある程度先行して形成されていた。したがって、いかなる状況によって、どのようなショップ・スチュアードの組織と運動が先行していたかが、本節の課題である。

これに先立ち、機械工業におけるショップ・スチュアード委員会生成の一般的状況を一べつしておきたい。

それはすでに1890年 Tynside 造船所などの若干の地区で確立されていた。機械工の1892年度大会では地区委員会にショップ・スチュアードの任命権およびその活動を規定し、指令する権限を賦与した。そして19世紀末にはマンチェスター地区委員会は職場委員に職長と出来高賃率の交渉を許し、使用者側もこれとの対応に困惑を感じ始めていた。その後も工場委員会が工場規律、経営問題などを論議すべく設立され、およそ主要な工業中心地では、ショップ・スチュアードの選出があり、その数および機能は増加、拡大しつつ第1次大戦期を迎えるという傾向がみられていた²⁹⁾。

周知のとおり、第1次大戦期の労働力不足からダイリューション政策がとられた。シェフィールドでも例外ではない。これに対してシェフィールドでの反応は、針金工組合など若干の組合は反対し、むしろ機械持ち台数の増加によって生ずる労働強化に甘んじる態度をとった。しかし、A. S. E. 全国婦人労働者連合などは婦人労働者の合理的な賃金の要求、戦時ボーナスの支払要求とい

29) Ed., Ken Coates and Tony Topham, *Workers' Control*, p. 99.

う賃金問題で消化する政策をとった³⁰⁾。後者が有力な組合であれば、シェフィールドでのダイリユーションに関する労働組合の対策は賃金問題としてまず提起された。すなわち、(1)低賃金労働者による代替を拒否するため半熟練労働者の賃金の引き上げ、(2)熟練労働者の賃金水準の維持である。しかし、ダイリユーションの侵透による職場での摩擦は、不熟練労働者が単純作業に従事しながらも出来高給によって高賃金を得、反対に熟練労働者は、不熟練労働者の作業から生ずる機械保全の仕事量の増大、生産拡大要請に伴う複雑労働の負担増加にもかかわらず相対的低賃金、という現実的な問題であった。ダイリユーートが熟練労働者の賃金を上廻ることすら生じた。熟練労働者の1人、Jack Parsonは次のように述べている。

「軍需品の需要とダイリユーション協定の結果、労働者がやって来て、反覆作業についた。彼らは機械をこわした。週末には多額の賃金だけが問題なのであった。熟練労働者は、機械を保全しなければならず、すべて日給週給賃金であった。これがトラブルであった。普通の日給賃率とは別に幾らか支払を受ける資格があるとわれわれには主張した。」³¹⁾

ダイリユーートとの経済的条件の格差に不満をもった熟練労働者は、この問題を既存の硬直した組合機構によっては提起不可能とみて、独自の新しい組織機構を考えて、その場を設定するの必要を感じた。それは既存の職種別セクトに固定した職種別組合によらないで、諸種の熟練労働者の共通の場、すなわち工場レベルでの組織を設定することにした。これがシェフィールドのショップ・スチュアード組織(非公式組織)“Dayworkers' Committee”の生成である。もとよりそこでは同一規律のもとで多くのダイリユーートも共働の関係にある場であったことはいうまでもない。

シェフィールドのショップ・スチュアード運動は、この非公式組織の“Dayworkers' Committee”の運動³²⁾と、政府の労働組合抑制策の強化³³⁾、これに

30) Sidney Pollard, *op. cit.*, p. 271.

31) Bill Moore, 'Sheffield Shop Steward in the First War', *our History*, No. 18, 1960, p. 5-6.

32) Dayworkers' Committee はロンドン軍需産業賃金委員会、軍需大臣とも会い、また組合本

癒着した既存組合体制への職場からの反撥、両者の結合した時点で展開される。

この運動にシェフィールド職種別組合の多くが反対の立場にあった。しかし、有力組合 A. S. E. の地区委員会はショップ・スチュアード選出を全組合員に呼びかけ、ともあれ支持する立場にあったことは、その後の運動に重要な影響を与えた。

因みに A. S. E. No. 12 Branch の決議 (1916年2月25日) は

「本支部はショップ・スチュアードの必要、また地区委員会はわが組合員に補償手当——それは組合員がこの職務をとる前に認められねばならないもの——を認めさせる地方自決権をもっていないので、組合員にショップ・スチュアードの代りをさせるむつかしさに関心をもっている。」³⁴⁾

である。

現場生産点での熟練労働者のいまだく問題から、公式の組合機構とは独自に組織の再編成を職場レベルで試み、それを基層として運動に入るという状況のなかで、シェフィールド機械労働者はハーグリーブズ事件を迎えるのであるが、本件で驚くほどの結集力と行動性をみたのには、戦時特有の性格をもった2つの事件が1915年中に生じ、これらをふまえてのことであった。

その1つは Mr. Samms³⁵⁾ の事件である。サムズ氏は陸軍病院 (the Firrale Workhouse が使用されていた) で負傷兵と戦争について対話したことから2ヶ月の有罪判決が下された。これを討議した A. S. E. 地区委員会は「サムズ氏の判決は不得策且つ不公正なものとして紛砕すべきものと考え、内務大臣に訴える」という決議をした³⁶⁾(1915年9月6日)。

これにひきつづき同年9月中旬、第2の事件が、すなわち、旋盤工の1人 (Bingham) が無許可で1ヶ月間職場を離れたため、職長が停職処分にした。こ

部役員を訪ねるほどの活動を行い、1915年前半期に日給のひきあげに努めた。(Bill Moore, *op. cit.*, p. 6.)

33) 1915年4月の大蔵省協定は同年6月軍需品法の成立で法的強制力が賦与された。

34) Bill Moore, *op. cit.*, p. 7.

35) the Board of Guardians の労働メンバーで反戦の立場の平和主義者。

36) Bill Moore, *op. cit.*, p. 7.

れで免れたが、その処置がなければ当然前線に送られる怖れが十分あったという事件である。

このように具体的な事件にあらわれて、戦時の緊迫した空気がシェフィールド工場内にただよい迫っていた。したがって、A. S. E. シェフィールド地区委員会はつぎの決議をした(1916年10月20日)。

「シェフィールド A. S. E. 第12支部の本集会は正義の確保、恒久平和のため可及的速かな機会に交渉促進を図るよう政府に切に要請する」³⁷⁾

この決議のあと3日にして、本件ハーグリーブズ事件が発生したのである。

IV ハーグリーブズ・ストライキ

シェフィールド、ショップ・ステュワード運動の指導者であり、ハーグリーブズと同一職場にあったというマーフィ(J. T. Murphy)は事件発生時を回想してつぎのように述べている³⁸⁾。

「1人の若いハーグリーブズという機械工の事件がわれわれに新しい危機をもたらした。彼は私と同じ部門でたまたま働いていた³⁹⁾。彼は2、3日仕事を離れていたあと、軍隊にとられたと分った。彼は徴集免除のバッヂと資格もっていた⁴⁰⁾のにもかかわらず。

もし、彼が機械工としての熟練が役立つところで熟練労働者として働くため軍隊にとられたのであれば、そんなに大きな感動はなかったし、少くとも明白な犠牲事件ではなかったであろう」と。

ハーグリーブズから A. S. E. シェフィールド支部宛だされた照会の書

37) *Ibid.*, p. 8.

38) J. T. Murphy, 'The War and the Engineers, 1916,' in R. and E. Frow and Michael Katanka, *STRIKE*, 1971, p. 162. しかし、本件については Murphy にしても Jefferys にしても必ずしも正確な叙述でない。Bill Moore 'Sheffield Shop Stewards,' に主として依拠することにした。

39) J. T. Murphy は1915年2-4月クライドにおいて、シェフィールドに来たのは1916年11月であって、本事件発生時シェフィールドにいたかどうか、おそらく事件発生によってシェフィールドの運動を指導するために来たと考えられるが確認する必要がある。

40) ハーグリーブズは徴集免除のバッヂも資格も持っていたと Murphy は述べているが (J. T. Murphy, *op. cit.*, p. 162.) Bill Moore はバッヂのみ所持し資格はなかったという本人の書簡をあげている。(Bill Moore, *op. cit.*, p. 9.)

簡⁴¹⁾(1916年10月23日付)から、事態は明るみに出て、さらに Murphy によれば「野火」のように情報が各職場委員会に伝わって労働者は事態を重視しはじめた。

1916年10月、それはクライドのショップ・スチュアード運動が終焉していく時期である。Gallacher に指導されたクライドの運動が後退したとき、その運動を自らも経験した Murphy に指導されて、シェフィールド労働者は新たに運動を展開したのである。

ハーグリーブズの書簡を受けとったのは A. S. E. シェフィールド支部であったが、問題への対応は、A. S. E. 支部からショップ・スチュアード委員会へ移る。本人は A. S. E. の組合員であり、しかもそのシェフィールド支部へ連絡して対処を依頼したにもかかわらず、運動主体が正規の組合機関からショップ・スチュアード委員会へと、11月8日の大衆集会を経て移行した。この移行は今少し事実経過を明かにしておきたい。

連絡をうけた A. S. E. シェフィールド支部は当然交渉にあたったが、何らの成果を得ず、その間、労働者には問題重視の与論が拡がっていった⁴²⁾。この事態のなかで11月8日の集会が開かれた。これは A. S. E. 地区委員会とショップ・スチュアード委員会が合同して全職種の熟練労働者に召集をかけた大衆集会である⁴³⁾。

1,500人の収容力をもつコロシウム (the Coliseum) では文字通り一寸の余地

41) ハーグリーブズが A. S. E. シェフィールド支部宛にだした書簡はつぎのようなものである。「私は軍隊に召集されましたので先週火曜日には働いていた Vickers 社をあとにしました。そして私は資格(免除の……筆者)なくバグだけしかもっていませんでしたので軍隊に行かないわけにはいきませんでした。Vickers 社が私の書類もっていたのでアッピールするにせよ、何かほかのことをするにしても時間がありませんでしたので。どうか細目を上記住所へ送って下さい。私の支部での番号は114番です。Vickers 社で調べていただき、資格なくバグだけもっている人が20人いることを知っていますので、私のようにひどい目にあわされた人がもういないかどうかみていただくことを希望して私は A. S. E. に加入しました。L. ハーグリーブズ 追伸 私は保証カードを同封します。軍隊に入った今、私はどういう立場にあるのかお知らせ下さい。」(Bill Moore, *op. cit.*, p. 9.)

42) Bill Moore, *op. cit.*, p. 11.

43) Murphy は A. S. E. 地区委員会の召集と述べ、Bill Moore は職場委員会との共催と述べている。おそらく形式的には地区委員会であるが、事態は後者も加っていたと判断する。

なく大衆が参加した。この集会で A. S. E. とショップ・スチュアード委員会のいずれが問題対処の責任を果すか、それぞれの主張に大衆が判定を下すことになった。すなわち、A. S. E. シェフィールド、ロッテルダム地区議長 Sam Armitage は「地区委員会は本集会を支持し、この問題処理の仕事をショップ・スチュアード委員会に手渡すことを決定した。その結果、組合は対処中生ずるどの法律上のかかわりにも責任がない。」⁴⁴⁾と発表し、地区委員会からショップ・スチュアード委員会に主導権を移そうとした。彼をふくめて地区委員会のメンバーの多くはショップ・スチュアードでもあって、本問題の対処にはショップ・スチュアード委員会によることが適切と判断したからであり、地区委員会としての責任を免れようとの意図からではない。

A. S. E. の地方書記 Bill Gavigan は、これに対し、集会の中で本件の処理は組合執行部に任せるべきとのアピールを愛国的立場の言辞をまぜて行った。これは大衆から決定的に痛烈な批判⁴⁵⁾を受けた。beaurocracy で硬直した組合機構に対する批判でもある。これが契機となって集会はショップ・スチュアードの集団指導の体制へと展開し、6日間の猶予を与えて「ハーグリーブズが指定日時に市民生活に戻らず、熟練工組合と政府との協定にもとづいて、われわれとともに彼の地位がとり戻されなかったらシェフィールド機械工は仕事しないであろう」⁴⁶⁾とストライキをこめた決意を宣言した。指定日時は11月15日午後4時とした。かくして次の段階に入る。

その6日間、当局はこれを無視し、ショップ・スチュアード委員会は活動した⁴⁷⁾。11月15日(指定期日)が来た。A. S. E. の建物には行動プランによって

44) J. T. Murphy, *op. cit.*, p. 163.

45) Bill Gavigan に対する批判の参加者発言は「われわれは裏切られたし、現に裏切られつつあると思う。われわれは大蔵省協定の提案を不承不承、そして戦時、戦後の機械工の地位についての政府の文書による誓約があったので受諾した。われわれは非愛国者ではない。この戦場で必要なのに戦争に意味なく数千の若者たちが補充されるのを見た。その代りにわれわれは数千名を訓練した。しかし、もしドイツ政府が協定をひきさいたように、政府が今その協定を破ることが許されるならば、どうしてわれわれは若者たちが帰ってきたとき顔をあわすことができるか。」というものであった (J. T. Murphy, *op. cit.*, p. 163, 164.)。

46) *Ibid.*, p. 164.

47) シェフィールドの機械部門で11月6日時点。ショップ・スチュアードの存在不明の工場があったが6日間ですべて把握された。また、政府当局(総理、軍需大臣、軍当局)および各組合へ文書を発送し、機械工業各地に代表を派遣した。

200人のショップ・スチュアードが参集し、建物の外には全国各地（グラスゴー、ロンドン、バロウ、ダービー、マンチェスター、コベントリーおよびバーミンガム）に即刻連絡すべく自転車、自動車をもって代表たちが待機していた。指定の刻限午後4時が来て、政府から何らの連絡も遂になかった。これは、その1時間後、各機械工場より結集してきたシェフィールド、ロッテルダムの機械工1万人の、勝利するまで工場に戻らないという決定に至らしめたのである。

ハーグリーブズ事件がシェフィールドという地域的限定の枠を越え、A. S. E. の枠組みをも下部から突き破る運動方式で、緊張が高まったのはこの時点である。さらにA. S. E. 本部のとった態度は、一層ショップ・スチュアード、労働組合員との距離をつくりだすものであった。すなわち、15日おそく、内容の異なる2通の電報があった。1つはA. S. E. 本部より、ハーグリーブズは解除され、市民生活に戻る故、ストライキは認められない旨のものであり⁴⁸⁾、1つはハーグリーブズ本人より、釈放について何も聞かされていないというものであった。

これに対する労働大衆の反応は明確極まるものである。

“No Hargreaves, no work!”

ハーグリーブズをみた後で職場に帰るとの要求で、多くの支援集会が開催され、ハーグリーブズの釈放か、シェフィールドでの軍需品生産中止かの二者択一をもって迫った。漸やく2日後(11月17日)シェフィールド、ショップ・スチュアード委員と労働者1万人集会にハーグリーブズは釈放された姿を現わした。本人の市民生活への復帰を歓迎し、その事実を確認した労働者は再び職場に帰りストライキは終了した。これがハーグリーブズ事件の経過であった。

V 結 語

ハーグリーブズ・ストライキが伝統産業を継承する工業都市、シェフィール

48) A. S. E. 本部からの電文は「執行部の抗議と熟練工の召集取扱いに関する大臣からの提案があって、軍当局はハーグリーブズに市民生活に復帰するよう命令した。したがって、操業停止は正当たりえず認められない」というもの (Bill Moore, *op. cit.*, p. 11.)。

ドで、セクシュナリズムの強い熟練労働者に生じた問題に、上部組合からの圧力、規制を排して、1万名からの労働者が結集して決行されたことは、まさにシェフィールドとして空前のことである。前述のとおり、それはハーグリーブズの釈放を実現し、現実的勝利をみた。そしてその勝利は個別的な解決にとどまらず、労働組合は「労働組合証明書制度」協定 (the Trade Card Scheme) を獲得することで一応の制度的定着にも成功した。しかし、この解決もさることながら、運動プロセスを通じてショップ・スチュアード委員会の組織拡大が展開し、その機能が確立していったことを注目しなければならない。

運動当初の段階においてすでに一般組合員は組合本部機関への不信、ショップ・スチュアードへの信頼を示したが、運動の過程で一層ショップ・スチュアードの価値は明らかになって、組織機能の確立がすすんだ。1917年1月のショップ・スチュアードの大会は半熟練労働者を招き、そこでの決議はさらに不熟練労働者、婦人労働者を含めるもので、ショップ・スチュアードは文字通り労働者全階層を代表するものへと発展する。

たしかにシェフィールドの闘争は熟練労働者の権利にかかわるものであり、運動全体においてもショップ・スチュアード委員会においても熟練労働者の主導的立場があった。しかも、これをクライドの場合と異なって、いわゆるクラフト・ユニオニズムのショップ・スチュアードと結論できるかどうか。

すでに明らかにしたように、熟練労働者は半熟練、不熟練、婦人労働者と共存形態にあった(熟練労働者—40%半、半熟練労働者—20%、不熟練労働者20%)。熟練労働者のセクト的立場からの運動では展開しえない職場状況にあったとみなければならない。ハーグリーブズが所属する最大の組合で組合員数3,117名(1914年)、他は中小規模の組合であり、他方不熟練労働者が the General Union に1万名組織されている。そこで熟練労働者のセクト的運動でどうして1万名の集会が度々もてるであろうか。前述のとおり熟練労働者は常に青年労働者の存在を意識していた。熟練労働者のイニシアティブがあったにせよ、半・不熟練労働者との協体制度の上に築くショップ・スチュアード運動であったとみて

よいであろう。そのような実態があったこそ、1917年1月のショップ・ステュアード大会ではいち早く、全等級労働者を包摂するショップ・ステュアード委員会の組織方針が決定をみたのである。

この点からもシェフィールド、ショップ・ステュアード運動を、単にクラフト・ユニオンイズム・ショップ・ステュアード運動とみることにはできない。もしこれを敢えて云うならば、矢張り、インダストリアル・ユニオンイズム・ショップ・ステュアードというべきではないか。また、この運動は熟練労働者とその権利の維持確保するを直接の課題としたものであったが、同一職場で共働する不熟練労働者との協調が不可欠であり、事実協力関係が確立されたことには、彼らを組織していた General Union の存在を無視できない。それ故ショップ・ステュアード運動は、これに先立つ19世紀末の新組合主義と直接の継続性はないにしても、異質なものとして画然たる一線を画して論ずることは出来ないのではないか。

第1次ショップ・ステュアード運動はクライド→シェフィールド→コベントリと場を移して展開したが、強く self-management を迫ったクライドの運動、組合主義に包摂されて joint-consultation にとどめられたコベントリの運動の両極に注目されやすい。そのなかでシェフィールドの運動が、これらとの対比でどのような意味をもつのか、改めた機会を考えてみたい。